

復本第564号
社援総発0402第1号
国住指第4827号
平成25年4月2日

各 都道府県 被災者支援担当主管部（局）長 殿
災害救助担当主管部（局）長 殿
建築行政主管部（局）長 殿

復興庁統括官付参事官
厚生労働省社会・援護局総務課長 （公印省略）
国土交通省住宅局建築指導課長

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

平素より、東日本大震災からの復旧、復興にご尽力いただき、感謝申し上げます。

東日本大震災により被災され応急仮設住宅に入居されている方については、可能な限り早期に災害公営住宅等の恒久的な住宅にお移りいただくことが望ましいところですが、被災地における復興状況や被災者の実情等を踏まえると、応急仮設住宅の供与期間を延長する必要がある場合も少なくないと考えています。

つきましては、東日本大震災を受けて建築された建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物である住宅については、特定行政庁の判断で存続期間の延長が可能なので、地域の実情を踏まえ、東日本大震災により建設した応急仮設住宅の供与期間を延長する必要がある場合は、災害救助担当主管部局において適切な対応をお願いいたします。

また、民間賃貸住宅等を借り上げて供与している応急仮設住宅についても、災害救助担当主管部局の判断で供与期間の延長が可能なので、適切な対応をお願いいたします。

管内市町村に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

応急仮設住宅で生活している被災者の方々の不安解消の観点から、必要に応じて応急仮設住宅の供与期間が延長できる旨、住民の方々に周知を図られますよう併せてお願いいたします。

（参考1）

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間については、原則として2年以内としましたが、平成24年4月17日に、災害公営住宅等の恒久的な住宅の整備の状況を踏まえ、1年延長することにしました。

(参考2)

平成23年6月1日に公布・施行された「平成二十三年度東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」により、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害法」という。）第7条が東日本大震災に適用されています。これにより、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する（※1）ため建築基準法第85条第4項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、特定行政庁（※2）が許可を行うことで更に1年を超えない範囲内ごとに許可の期間の延長が可能となっているところです。

なお、各都道府県建築行政主務部長には「応急仮設住宅の存続可能期間の延長について」（平成23年5月27日付け国住指第460号国土交通省住宅局建築指導課長通知）において、同趣旨の技術的助言を発出しているところです。

※1 被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する

特定非常災害法第7条の「被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する」かどうかは、入居者の負担能力を考慮しつつ、その規模・立地等からみて仮設住宅の入居者の新たな生活の本拠となり得る住宅が、被災地域及びその周辺地域における住宅の供給状況等から判断して、全体として需要を充足するに足りる程度存在するかどうかにより判断するものとする事と通知しています（平成8年7月18日付け建設省住指発第302号建設省住宅局建築指導課長通知）。

※2 特定行政庁

原則として、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます（建築基準法第2条第35号）。

(参考3)

民間賃貸住宅等を借り上げて供与している応急仮設住宅についても、参考2に準じて、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため供与期間の延長が必要という災害救助担当主管部局の判断で、供与期間の延長が可能となっているところです。

(参考4)

供与期間を延長することに伴い必要となる追加的な費用は、災害救助法による国庫負担の対象となります。

【本件連絡先】

復興庁被災者支援班

坂井、森

電話：03-5545-7481

FAX：03-3589-1880

【災害救助法の解釈関係】

厚生労働省社会・援護局総務課

災害救助・救援対策室 西川、喜田川

電話：03-3595-2614

FAX：03-3503-3099

【建築基準法、特定非常災害法の解釈関係】

国土交通省住宅局建築指導課 中西、橋口

電話：03-5253-8513

FAX：03-5253-1630